

**改正**

平成28年3月31日規則第46号

平成29年9月29日規則第44号

市川市雇用促進奨励金交付規則

市川市雇用促進奨励金交付規則（昭和58年規則第26号）の全部を改正する。

（目的）

**第1条** この規則は、本市に居住する身体障害者、知的障害者、精神障害者、重度障害者及び母子家庭の母等（以下「奨励対象労働者」という。）を雇用する事業主に対し、市川市雇用促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、奨励対象労働者に係る雇用機会の拡大を図ることを目的とする。

（定義）

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）身体障害者 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下この条及び次条において「省令」という。）第32条第1号に規定する身体障害者をいう。ただし、重度障害者に該当する者を除く。
- （2）知的障害者 省令第32条第2号に規定する知的障害者をいう。ただし、重度障害者に該当する者を除く。
- （3）精神障害者 省令第32条第3号に規定する精神障害者をいう。ただし、重度障害者に該当する者を除く。
- （4）重度障害者 省令第110条第6項第1号及び第2号に掲げる者をいう。
- （5）長時間労働重度障害者 重度障害者で1週間の所定労働時間が30時間以上のものをいう。
- （6）短時間労働重度障害者 重度障害者で1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満のものをいう。
- （7）母子家庭の母等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子であつて、20歳未満の子若しくは省令別表第2に定める障害がある状態にある子を扶養しているもの又は省令第110条第2項第1号イ（6）に規定する父子家庭の父をいう。
- （8）起算基準日 月の初日から15日までの間に雇用された奨励対象労働者にあつてはその雇用された日の属する月の16日を、月の16日から末日までの間に雇用された奨励対象労働者にあつてはその雇用された日の属する月の翌月の1日をいう。
- （9）中小企業事業主 省令第102条の3第1項第2号イ（5）に規定する中小企業事業主をいう。
- （10）大企業事業主 中小企業事業主以外の事業主をいう。

一部改正〔平成29年規則44号〕

（交付対象者）

**第3条** 奨励金の交付を受けることができる事業主は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- （1）次に掲げるいずれかの事由により奨励対象労働者を雇用したこと。ただし、イに掲げる事由により雇用した事業主にあつては、本市に存する事業所において雇用した場合に限る。

ア 公共職業安定所の紹介

- イ 職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第8項に規定する職業紹介事業者の紹介
- (2) 雇用した奨励対象労働者との間に、次に掲げる区分に応じ、次に定める時間労働させる旨の雇用契約を締結したこと。
  - ア 身体障害者、知的障害者、精神障害者、長時間労働重度障害者及び母子家庭の母等 1週間の所定労働時間が30時間以上
  - イ 短時間労働重度障害者 1週間の所定労働時間が20時間以上
- (3) 中小企業事業主又は大企業事業主が雇用した次に掲げる奨励対象労働者について、起算基準日から引き続き雇用した期間が当該奨励対象労働者に係る省令第110条第1項に規定する特定就職困難者コース助成金（以下「特定就職困難者コース助成金」という。）の助成対象期間の月数に6月を加えて得た月数あること。
  - ア 雇用した日において年齢が45歳未満である身体障害者又は知的障害者
  - イ 雇用した日において年齢が45歳以上である身体障害者又は知的障害者
  - ウ 精神障害者
  - エ 長時間労働重度障害者
  - オ 短時間労働重度障害者
  - カ 母子家庭の母等
- (4) 雇用した日から起算して前号に定める期間を経過した日までの間継続して本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく記録をされている奨励対象労働者を雇用していること。ただし、奨励対象労働者が配偶者からの暴力の防止その他特別の事情により本市に当該記録をすることが困難であると市長が認めるときは、本市に居住することをもって足りる。
- (5) 雇用した奨励対象労働者について、奨励金の交付を受けたことがないこと。
- (6) 特定就職困難者コース助成金の支給の決定（奨励対象労働者に係るものに限る。）を受けていること。

一部改正〔平成29年規則44号〕

（奨励金の額）

**第4条** 奨励金の額は、雇用した奨励対象労働者1人につき12万円（長時間労働重度障害者にあつては、15万円）とする。

（交付の申請）

**第5条** 奨励金の交付を受けようとする者は、雇用した奨励対象労働者に係る第3条に規定する要件を満たした日の翌日から起算して60日以内に、市川市雇用促進奨励金交付申請書兼交付再申請書（様式第1号）に同条に規定する要件を満たすことを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

**第6条** 市長は、前条に規定する申請書の提出があつたときは、審査の上、速やかに交付の可否を決定し、市川市雇用促進奨励金交付可否決定通知書（様式第2号）により同条に規定する申請書の提出をした者に通知するものとする。

（交付の請求）

**第7条** 前条の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に市川市雇用促進奨励金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（交付）

**第8条** 市長は、前条に規定する請求書の提出があったときは、速やかに、奨励金を交付するものとする。

(再申請)

**第9条** 第6条の規定による交付の決定を受けた事業主は、当該決定に係る奨励対象労働者が次に掲げる要件を満たすときは、再度奨励金の交付を申請することができる。

- (1) 第3条第3号に規定する要件を満たした日後も引き続き同条第2号に規定する雇用契約を締結したこと。
- (2) 第3条第3号に規定する要件を満たした日後の雇用期間が1月以上あること。
- (3) 第3条第3号に規定する要件を満たした日後も引き続き本市に居住し、住民基本台帳法に基づく記録をされていること。ただし、配偶者からの暴力の防止その他特別の事情により本市に当該記録をすることが困難であると市長が認めるときは、本市に居住することをもって足りる。

2 前項の規定による申請（以下「再申請」という。）は、1回に限りすることができる。

(再申請に係る奨励金の額等)

**第10条** 再申請に係る奨励金の額は、第3条第3号に規定する要件を満たした日後に前条第1項に定める要件を満たす奨励対象労働者を雇用した期間1月につき2万円（長時間労働重度障害者にあつては、2万5千円）とする。

2 前項に定める期間は、6月を限度とする。この場合において、当該期間に1月未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(再申請に係る奨励金の交付の申請等)

**第11条** 再申請に係る奨励金の交付を申請しようとする者は、奨励対象労働者に係る雇用が終了した日（第9条第1項第2号に規定する雇用期間が6月以上あるときは、当該6月が経過した日）の翌日又は奨励対象労働者が本市に居住しなくなった日の翌日から起算して60日以内に、第5条の申請書を市長に提出しなければならない。

2 再申請に係る交付の決定、交付の請求及び交付の手続については、第6条から第8条までの規定を準用する。

(長時間労働重度障害者に関する特例)

**第12条** 再申請に係る奨励金の交付の決定を受けた者（6月分の決定を受けた者に限る。）は、当該決定に係る長時間労働重度障害者（本市に居住し、住民基本台帳法に基づく記録をされている者（配偶者からの暴力の防止その他特別の事情により本市に当該記録をすることが困難であると市長が認めるときは、本市に居住する者）に限る。）が次に掲げる要件を満たすときは、第9条第2項の規定にかかわらず、再申請に係る奨励金の交付の決定を受けた後に再度奨励金の交付を申請することができる。

- (1) 再申請に係る奨励金について6月分の交付を受けることができる要件を満たした日（以下この条において「再申請満了日」という。）後も、引き続き第3条第2号に規定する雇用契約を締結したこと。
- (2) 再申請満了日後の雇用期間が1月以上あること。
- (3) 再申請満了日後も引き続き本市に居住し、住民基本台帳法に基づく記録をされていること。ただし、配偶者からの暴力の防止その他特別の事情により本市に当該記録をすることが困難であると市長が認めるときは、本市に居住することをもって足りる。

- 2 前項の規定による申請は、1回に限りすることができる。
- 3 第1項の規定による申請に係る奨励金の額は、再申請満了日後に第1項に定める要件を満たす長時間労働重度障害者を雇用した期間1月につき2万5千円とする。
- 4 前項に定める期間は、6月を限度とする。この場合において、当該期間に1月未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 5 第1項の規定による申請の手続については前条第1項の規定を、当該申請に係る交付の決定、交付の請求及び交付の手続については第6条から第8条までの規定を準用する。

(交付の決定の取消し等)

**第13条** 市長は、第6条(第11条第2項又は前条第5項の規定により準用する場合を含む。)の規定による交付の決定を受けた者について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により奨励金の交付の決定を受け、又は受けようとしたとき。

(2) その他市長が奨励金の交付を不相当と認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により奨励金の交付の決定を取り消したときは、市川市雇用促進奨励金交付決定取消通知書(様式第4号)により、奨励金の交付の決定を取り消された者に対して通知するものとする。

(補則)

**第14条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市雇用促進奨励金交付規則(以下「新規則」という。)の規定は、平成27年3月1日(以下「施行日」という。)以後に新規則第1条に規定する奨励対象労働者と新規則第3条第2号に規定する雇用契約を締結した事業主(新規則第9条第1項又は第12条第1項の規定による申請をする事業主にあつては、施行日以後に当該申請に係る新規則第1条に規定する奨励対象労働者と当該奨励対象労働者に係る新規則第3条第2号に規定する雇用契約を締結した事業主とする。)について適用し、施行日前に改正前の市川市雇用促進奨励金交付規則(以下「旧規則」という。)第1条に規定する高齢者等と旧規則第3条第2号に規定する雇用契約を締結した事業主(旧規則第9条第1項又は第12条第1項の規定による申請をする事業主にあつては、施行日前に当該申請に係る旧規則第1条に規定する高齢者等と当該高齢者等に係る旧規則第3条第2号に規定する雇用契約を締結した事業主とする。)については、なお従前の例による。

**附 則** (平成28年3月31日規則第46号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則** (平成29年9月29日規則第44号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。ただし、第2条第4号及び第3条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市雇用促進奨励金交付規則の規定は、平成29年10月1日以後に第1条に規定する奨励対象労働者（以下「奨励対象労働者」という。）と第3条第2号に規定する雇用契約（以下「雇用契約」という。）を締結した事業主について適用し、同日前に奨励対象労働者と雇用契約を締結した事業主については、なお従前の例による。